

I 給与改定諸項目の内容

項目	内容	備考				
特別給	支給月数を次のように改める。 <table border="1"> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>4.60月</td> <td>4.45月</td> </tr> </table> (0.15月の引下げ分は、期末手当から差し引く。) 別紙のとおり	現行	改正後	4.60月	4.45月	
現行	改正後					
4.60月	4.45月					
再任用職員の職務の級の取扱いに係る見直しについて	別紙のとおり					
職種「福祉」Ⅱ類採用選考基準等における社会福祉士資格の削除について	小委員会で示したとおり					
職員の不妊治療のための休暇に係る給与の取扱いについて	小委員会で示したとおり					

II 交渉項目の扱い

項目	内容
任期付短時間勤務職員採用制度の各区事項化	令和4年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。
定年引上げに係る人事・給与制度の改正について	速やかに結論が得られるよう引き続き協議事項とする。

期末手当に係る支給月数の改正について(案)

1 令和3年度に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員(再任用職員以外の職員)

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.125月	1.175月	<u>0.10月</u>	2.40月
勤勉手当	1.025月	1.025月	—	2.05月
計	2.15月	2.20月	0.10月	4.45月

(2) 一般職員(再任用職員)

	6月	12月	3月	計
期末手当	0.625月	0.675月	<u>0.05月</u>	1.35月
勤勉手当	0.50月	0.50月	—	1.00月
計	1.125月	1.175月	0.05月	2.35月

2 令和4年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員（再任用職員以外の職員）

	6月	12月	3月	計
期末手当	<u>1.05</u> 月	<u>1.10</u> 月	0.25 月	2.40 月
勤勉手当	1.025 月	1.025 月	—	2.05 月
計	2.075 月	2.125 月	0.25 月	4.45 月

(2) 一般職員（再任用職員）

	6月	12月	3月	計
期末手当	<u>0.60</u> 月	<u>0.65</u> 月	0.10 月	1.35 月
勤勉手当	0.50 月	0.50 月	—	1.00 月
計	1.10 月	1.15 月	0.10 月	2.35 月

再任用職員の職務の級の取扱いに係る見直しについて(最終案)

1 趣旨

能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用するとして、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)における定年引上げの趣旨を踏まえ、再任用職員の職務の級の取扱いに係る見直しを行う。

2 内容

再任用時に任用する職務の級について、退職時に任用されていた職務の級と「同等以下」とする取扱いを、退職時に任用されていた職務の級と「同等を基本」とする取扱いに改める。

3 実施時期及び対象職員

実施時期	対象職員
令和4年度に実施	現行再任用職員(フルタイム勤務)
令和5年度から実施	暫定再任用職員(フルタイム勤務・短時間勤務)
	定年前再任用短時間勤務職員

[参考] 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の管理職への任用について

改正法の施行日(令和5年4月1日)以後における、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の管理職への任用については、下表のとおりとする。

対象職員	再任用時の職務の級
管理職として退職した職員	退職時に任用されていた職務の級と同等以下
管理監督職勤務上限年齢制(いわゆる「役職定年制」)による降任後、管理職以外の職で退職した職員	管理監督職勤務上限年齢制による降任前に任用されていた職務の級と同等以下